

## 制度の取扱い .....

契約できる 事業主	福島県商工会連合会の地区内に事業所を有する事業主であれば、従業員を加入させることができます。
加入 について	<p>当制度に従業員を加入させるのは任意ですが、加入させる場合は全従業員を加入させなければなりません。(任意包括加入)</p> <p>加入できる方 福島県商工会連合会の地区内に事業所を有する商工業者の雇用する従業員および使用人兼務役員。ただし 15 歳以上 65 歳以下の者とする。</p> <p>加入できない方 事業主および事業主と生計を一にする親族 法人の役員(使用人兼務役員を除く)</p> <p>加入しなくても 期間を定めて雇われている方、季節的な仕事のために雇われて 差し支えない方 いる方、試用期間中の方、非常勤の方、パートタイマーのように労働時間の特に短い方、休職期間中の方</p> <p>加入従業員に対して、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。</p>
掛金 について	<p>掛金は月払・口数制とし、全額事業主負担とします。</p> <p>1人当月額 1,000 円を 1 口として 1 口以上 30 口まで加入できます。</p> <p>なお、掛金には制度運営費(1 口につき 25 円)が含まれています。</p>
給付金 について	給付金の受取人は加入従業員(被共済者)とし、連合会から受取口座に直接送金します。やむをえず契約を解約する場合でも、解約手当金(退職一時金と同額)の受取人は加入従業員(被共済者)となります。給付金の請求に際しては、連合会備付けの書類によりご請求ください。
税法上の 取扱い	<p>掛金 …… 事業主が負担した保険料(掛金+制度運営費)は全額損金または必要経費扱いとなります。</p> <p>また、加入従業員の給与所得にもなりません。 (法人税法施行令第 135 条、所得税法施行令第 64 条)</p> <p>退職一時金 …… 退職所得となります。(所得税法第 30 条、第 31 条)</p> <p>退職年金 …… 公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除が受けられます。 (所得税法第 35 条)</p> <p>遺族一時金 …… 相続税の対象となります。(相続税法第 3 条、第 12 条)</p> <p>解約手当金 …… 一時所得扱いとなります。(所得税法施行令第 76 条)</p>

ご加入手続きについては、福島県商工会連合会事務局または下記引受会社へおたずねください。

当制度は福島県商工会連合会が下記生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受会社 ジブラルタ生命保険株式会社

# 特定退職金共済制度

〈新企業年金保険〉

## ご加入のすすめ



制度発足日 昭和 49 年 8 月 1 日

## 福島県商工会連合会

## 特定退職金共済制度とは ……

### 法令に基づく退職金制度です

- ☞ 所得税法施行令第 73 条に定められた退職金制度として、国の承認を得て運営されています。
- ☞ 事業主が負担する掛金は、全額損金または必要経費扱いとなります。しかも、従業員の給与所得にもなりません。(法人税法施行令第 135 条、所得税法施行令第 64 条)
- ☞ 「賃金の支払いの確保等に関する法律」(昭和 51 年 5 月 27 日法律第 34 号)による退職金支払いのための保全措置にかなった制度です。
- ☞ 中小企業退職金共済制度との重複加入もできます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。

### 事業の発展に寄与します

- ☞ 退職金支払い資金の計画的準備ができ、資金負担が平準化されるとともに退職金制度が確立できます。
- ☞ 退職金制度の確立により、有能な人材の確保と従業員の定着率の向上が図れ、事業の発展に寄与します。

## 制度の内容 ……

**掛 金** 全額事業主負担です。(従業員が負担することはできません。)

掛金月額 1 口 1,000 円とし 1 人 30 口 (30,000 円) まで加入できます。

口数の増加 申出により 1 人通算 30 口まで加入口数を増やすことができます。

**給付金** 受取人は加入従業員(被共済者)です。(事業主が受け取ることはできません。)

**退職一時金** 加入従業員が退職され、一時金での支給を希望される場合は、加入従業員に退職一時金をお支払いします。

**退職年金** 加入従業員が加入 10 年以上で死亡以外の事由により退職され、年金での支給を希望される場合は加入従業員(お支払い中に加入従業員が死亡された場合は特定退職金共済制度規程に定める遺族)に退職年金を 10 年間お支払いします。ただし、年金月額が 20,000 円未満の場合は、一時金での受取りとなります。

**遺族一時金** 加入従業員が死亡により退職された場合は、特定退職金共済制度規程に定める遺族に退職一時金額に加入口数 1 口につき 10,000 円を加算した額をお支払いします。

## 給付額試算表

給付額試算表(1 口あたり)

加入年数	退職一時金	基本年金月額
1 年	約 11,570 円	約 — 円
2	23,230	—
3	34,990	—
4	46,850	—
5	58,800	—
6	70,850	—
7	83,000	—
8	95,250	—
9	107,600	—
10	120,060	(1,050)
11	132,620	(1,160)
12	145,280	(1,270)
13	158,050	(1,380)
14	170,920	(1,490)
15	183,910	(1,600)
16	197,000	(1,720)
17	210,200	(1,830)
18	223,520	(1,950)
19	236,940	(2,070)
20	250,480	(2,190)

給付額試算表の数値は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の年齢階別に相当する給付額を試算したものです。(既加入者の実際の給付額については、給付額試算表の数値と異なります。)また、実際にお受取りいただく金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来のお受取額をお約束するものではありません。

1. 給付額試算表は次の(1)～(4)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
  - (1) この保険契約全体の加入口数が 11436 口を常に維持していることを前提とします。
  - (2) ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
  - (3) 引受保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(平成 24 年 1 月 1 日現在)に基づき計算しております。
  - (4) 記載の給付額には配当金は加算されていません。
2. 今後の経済情勢等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りいただけない場合もあります。
4. 予定利率を上回る配当金が生じた場合、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。ただし、年度の途中で退職した場合はその年度の配当金はありません。
5. 上表にかかわらず年金月額が 20,000 円未満のときは一時金支給となります。( )内が該当します。
6. 年金は年 4 回 2 月、5 月、8 月、11 月に前月までの未払い分をまとめてお支払いします。
7. 積立金額(退職一時金額)は積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。
8. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立額が払込保険料の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。